

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 20 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 4 日から 令和 7 年 7 月 11 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 16 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 5 日 午後 1 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 17 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 7 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 20 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	15,906,000 12,724,800	一括	3,181,200	198,632	非課税
1	10,048,000				
2	2,819,000				
3	291,000				
4	2,748,000				

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 秋田市土崎港中央一丁目 |
| | 地 | 番 | 94番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 536.11平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 秋田市土崎港中央一丁目 |
| | 地 | 番 | 96番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 150.39平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 秋田市土崎港中央一丁目 |
| | 地 | 番 | 96番4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 15.53平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 秋田市土崎港中央一丁目 |
| | 地 | 番 | 97番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 146.63平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎ 018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 7 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 越 後 誠 司

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1、3】

本件各所有者が占有している。

【物件番号 2、4】

簡易物置設置部分を本件債務者が占有している。同部分以外を本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件土地上に現存しない建物（家屋番号 9 4 番及び同 9 4 番の 2）の登記が存在する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）

物 件 目 録

1 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 94番
地 目 宅地
地 積 536.11平方メートル
所有者 株式会社ホテル大和

2 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 96番3
地 目 宅地
地 積 150.39平方メートル
所有者 A

3 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 96番4
地 目 宅地
地 積 15.53平方メートル
所有者 A

4 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 97番2
地 目 宅地
地 積 146.63平方メートル
所有者 A

令和6年（ケ）第66号
令和6年12月3日受理
令和7年1月8日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

1 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 94番
地 目 宅地
地 積 536.11平方メートル
所有者 株式会社ホテル大和

2 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 96番3
地 目 宅地
地 積 150.39平方メートル
所有者 A

3 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 96番4
地 目 宅地
地 積 15.53平方メートル
所有者 A

4 所 在 秋田市土崎港中央一丁目
地 番 97番2
地 目 宅地
地 積 146.63平方メートル
所有者 A

(2 枚目)

占有者及び占有権原 (物件2、4関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 簡易物置設置部分 (東側の一部約16㎡)	
占有者		☒ 債務者 ☐	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☒ 簡易物置設置 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■A (占有者元代表者兼所有者)) の陳述 / ☐ 提示文書 () の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 不明	
占有開始時期		平成6年ころ	
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
契約等当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見 ☒ 上記のとおり ☒ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり			
占有者は、令和6年3月4日破産手続廃止決定確定の法人であり、Aはその法人の元代表者である。Aは、簡易物置の設置場所の使用につき、現在まで契約及び地代の授受は何もなかった旨を述べており、現場においてもこれと同様の状況が推察されることから、占有者の占有権原は、法人とその代表者間の黙示の使用借権と認めるのを相当と思料した。			

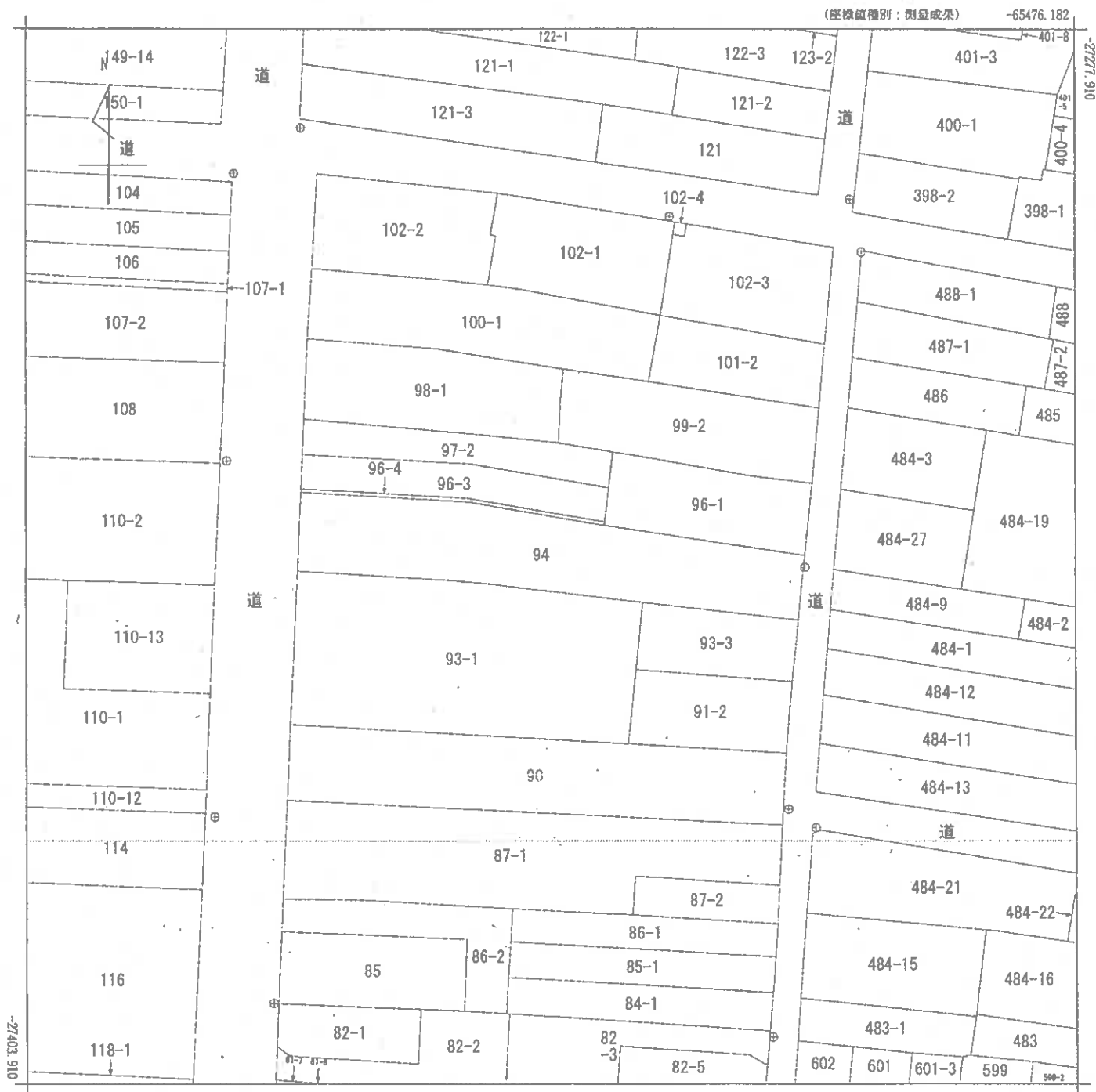
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者元代表者兼物件 2 ～ 4 土地所有者)	1 本件各土地は、いずれも公図のとおりです。境界等につき隣地所有者と争いはありません。 2 本件各土地は、令和 5 年 3 月まで株式会社ホテル大和の駐車場として使用していましたが、それ以降は何も使用していません。 3 冬期間は、物件 1 土地の南側隣地（地番 9 3 番 1）上の建物の屋根から物件 1 土地に落雪の危険があります。以前に駐車中の自動車に落雪がありましたので、冬期間はその場所には駐車しませんでした。 4 物件 2 土地と物件 4 土地の東側に、両土地に跨って置かれている簡易物置は、株式会社ホテル大和の所有物です。この中にはホテルで使用していたテーブルや椅子などが入っています。この簡易物置は平成 6 年ころから置かれており、設置場所の使用については、これまで契約及び地代の授受は何もありませんでした。 5 物件 4 土地の北側隣地（地番 9 8 番 1）上のコンクリートブロックに扉が設置されている部分があり、北側隣地上の灯油タンクに給油するための出入口となっています。北側隣地内への給油は、物件 4 土地を通ったほうが都合がよいということで、北側隣地居住者の希望により、数十年前から、歴代の物件 4 土地所有者は、給油業者の作業時のみ一時的に物件 4 土地を無償で通行することを許可しています。
■ 北側隣地（地番 9 8 番 1）居住者	1 私は、物件 4 土地の北側隣地（地番 9 8 番 1）に居住しています。北側隣地内にある灯油タンクに給油してもらうには、物件 4 土地からのほうが都合がよく、数十年前から物件 4 土地所有者の許可を得て、給油業者には物件 4 土地を通り北側隣地上のコンクリートブロックの一部分に設置した扉から出入りしてもらっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 6年12月 5日 (木) 11:40 ~ 11:50	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 6年12月17日 (火) 15:20 ~ 15:35	物件所在地	現地所在確認、写真撮影、簡易計測
令和 6年12月17日 (火) 14:45 ~ 14:55	秋田地方法務局	目的外建物調査
令和 6年12月17日 (火) : ~ :	執行官室	Aに対し「現況調査期日通知書及び占有関係照会書」発送(郵便)
令和 6年12月26日 (木) 9:40 ~ 10:40	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (A立会、評価人同行)
令和 年 月 日 () : ~ :		
令和 年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



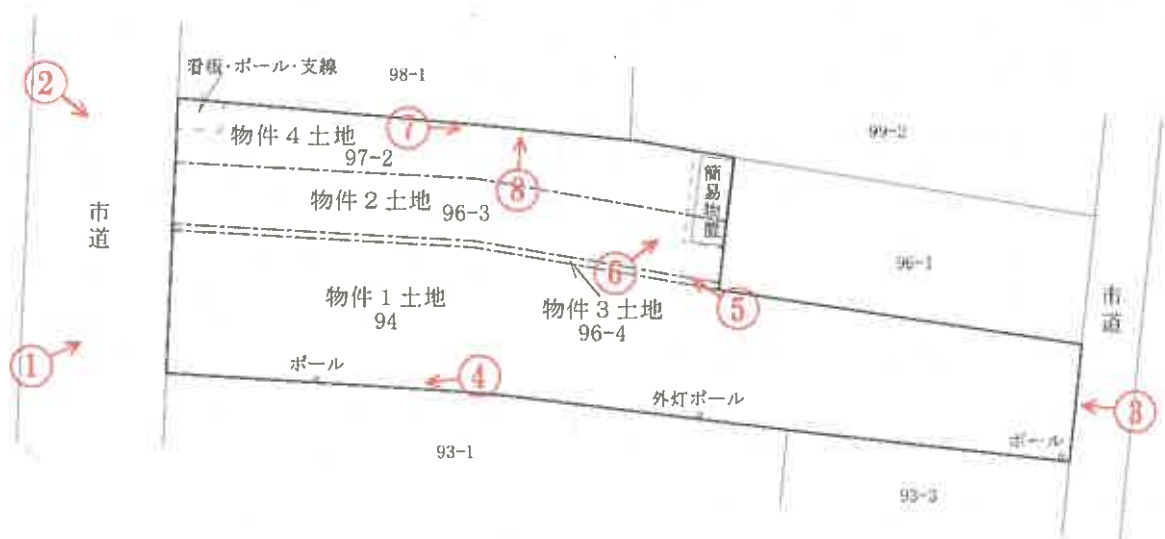
地番区域見出
土崎港中央
1丁目

請 求 部 分	所 在	秋田市土崎港中央一丁目					地 番	94番		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	法務局作成地図
作 成 年 月 日	令和3年1月				備 付 年 月 日 (原 図)	令和3年3月		補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(秋田地方法務局管轄)
令和6年11月14日
仙台法務局

A 3 版から A 4 版に縮小

土地見取図



↑
○は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



落雪の危険がある南側隣家の屋根

写真番号 4



写真番号 5



写真番号 6



北側隣地（地番 9 8 番 1）上のブロック塀が本件土地側に少し傾いている

写真番号 7



北側隣地（地番 9 8 番 1）上の灯油タンクに給油するための出入口

写真番号 8



令和6年(ケ)第66号
令和6年12月26日 現地調査
令和7年1月10日 評価



秋田地方裁判所 民事第2部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

戸澤一喜

第1 評価額

一括価格	
金 15,906,000 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 10,048,000 円
物件2 (土地)	金 2,819,000 円
物件3 (土地)	金 291,000 円
物件4 (土地)	金 2,748,000 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	秋田市土崎港中央一丁目 94番 宅地 536.11m ²	同左
2	所在地 地目 地積	秋田市土崎港中央一丁目 96番3 宅地 150.39m ²	同左
3	所在地 地目 地積	秋田市土崎港中央一丁目 96番4 宅地 15.53m ²	同左
4	所在地 地目 地積	秋田市土崎港中央一丁目 97番2 宅地 146.63m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1～4）

位 置 ・ 交 通	J R 奥羽本線「土崎」駅の南西方・道路距離約1.1km。 最寄バス停「港中央一丁目」の北北東方・至近。 市役所北部市民センター約1.4km(道路距離、以下同様)、郵便局約450m スーパー約700m。小学校約750m、中学校約1.6km。	
付 近 の 状 況	土崎地区の中心部にあつて、国道7号の東側背後を併走するバス通り沿いであり、店舗・事務所・医院などに住宅も一部混在し建ち並ぶ商業地域である。旧来からの商店街に特有の奥行長大ないいわゆる短冊型の画地が多いこともあり需要は弱く、しばらく地価下落傾向にあつた。ただ、長期下落により現在では周辺住宅地域と大差ない地価水準となり、相応の需要が見込める状況となつたこともあつて、地価は上昇に転じている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 立地適正化計画 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 400% 準防火地域 居住誘導区域内・都市機能誘導区域内 —
画 地 条 件	間口：西側を間口として18.25m（地積測量図合計） 奥行：36.42～60m（地積測量図） 規模：848.66㎡（登記地積合計） 形状：不整形 地勢：西側市道より約0.4m程高く道路際が若干傾斜しているが、 その他はほぼ平坦	
接面道路の状況	西側が有効幅員約9.5m舗装市道（土崎本線線・建築基準法第42条1項1号道路）にする。また東側が有効幅員約3.5m舗装市道（土崎中央一丁目4号線・一方通行・建築基準法第42条2項道路でありセットバックを要する）に接面する二方路地。（なお、幅員については特記事項参照）	
土地の利用状況等	近隣ホテルの駐車場として利用されていた。このため全面舗装されており、26台分の車止め駐車区画が設けられているが、現在は利用されていないとのこと。 なお、北西端に看板・電柱支線・電線引込用ポール2本、南側境界際にも電線引込用や外灯用のポール3本などがある。 また、中央北側(物件2・4東端)にスチール製簡易物置(約12㎡)が置かれており、敷地利用範囲は物置周囲も含め約16㎡程、敷地利用権原は使用借権（詳細は執行官の現況調査報告書参照）と思料する。	
供給処理施設 (宅地内引込)	上 水 道：あり（引込管：あり、但し特記事項参照） ガス配管：あり（引込管：なし） 下 水 道：あり（特記事項参照）	
特 記 事 項	○西側及び東側ともに市道側溝の端から十数cmほど内側に境界標が設置されており、法第14条地図での道路幅員は西側市道が約9.6～9.8m、東側市道が約3.6～3.8mである。 ○現存していない2棟の建物登記（家屋番号94番・94番の2）が残っ	

ている。

○上下水道

上水道は、市の管理図面によれば西側市道側から2箇所引込管があり、現地でも止水栓が2箇所認められた。但し、長期間使用されていない可能性が高く、使用に耐えうるか否かは不明。

公共下水道は、市の管理図面に宅内公共マスの記載はなく、現地でも認められなかった。但し市担当者によれば、管理図面にも記載漏れはあり、舗装を除去した際に見つかったケースもあるとのことで、確定できない。

○北側隣地(98番1)上のコンクリートブロック塀の一部に扉が設置され、灯油タンクに給油するための出入口として利用しており、給油の際に給油業者が目的物件内を無償で通行することを許可している。（詳細は執行官の現況調査報告書参照）

○隣地のコンクリートブロック塀が目的物件側に若干傾いている箇所あり。

○北側及び南側の隣家の屋根が境界ギリギリのため落雪の危険があり、実際南側では目的物件内に駐車していた車に落雪があったとのこと。

○ハザードマップ：津波浸水想定区域内

○土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。

○周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

第5 評価額算出の過程

まず標準画地価格を求め、次に物件の個別格差を査定し、市場性修正、競売市場修正等を行って評価額を決定した。

番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	占 有 減価率 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	評価額 (円) ア×イ×ウ ×エ×オ×カ
1	35,000	0.85	536.11	1.00	0.90	0.70	10,048,000
2			150.39	1.00	0.90	0.70	2,819,000
3			15.53	1.00	0.90	0.70	291,000
4			146.63	1.00	0.90	0.70	2,748,000
一括価格（合計）							15,906,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地：幅員約9m舗装市道に接面する地積500㎡程度の長方形地

地価公示：秋田5-10

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 34,400 \text{ 円/㎡} \times 101.7/100 \times 100/100 \times 100/100 & = & 35,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：特になし(100/100)

◇地 域 格 差：同一近隣地域(100/100)

イ 個 別 格 差：二方路地+1%、奥行逋減-13%、不整形-3%、
(以上相乗積：1.01×0.87×0.97=0.85)

*一体地としての格差であり各物件同じ

ウ 地 積：登記数量による

エ 占有減価修正：簡易物置の設置（敷地利用権原は使用貸借と判定）や、隣地の給油の際の無償通行などがあるが、ともに減価の必要はないと判断した。

オ 市場性修正：駐車場利用以外では全面舗装は障害物となることや、前記の相隣関係などを勘案検討し、需要減退の程度を査定。

カ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格〔秋田5－10〕

所 在：秋田市土崎港中央1丁目125番1 「土崎港中央1-14-11」

価 格：34,400円/㎡

位 置：JR奥羽本線「土崎」駅から道路距離で約1km

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：528㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：西側幅員9m市道

用 途 指 定 等：市街化区域、商業地域、準防火地域

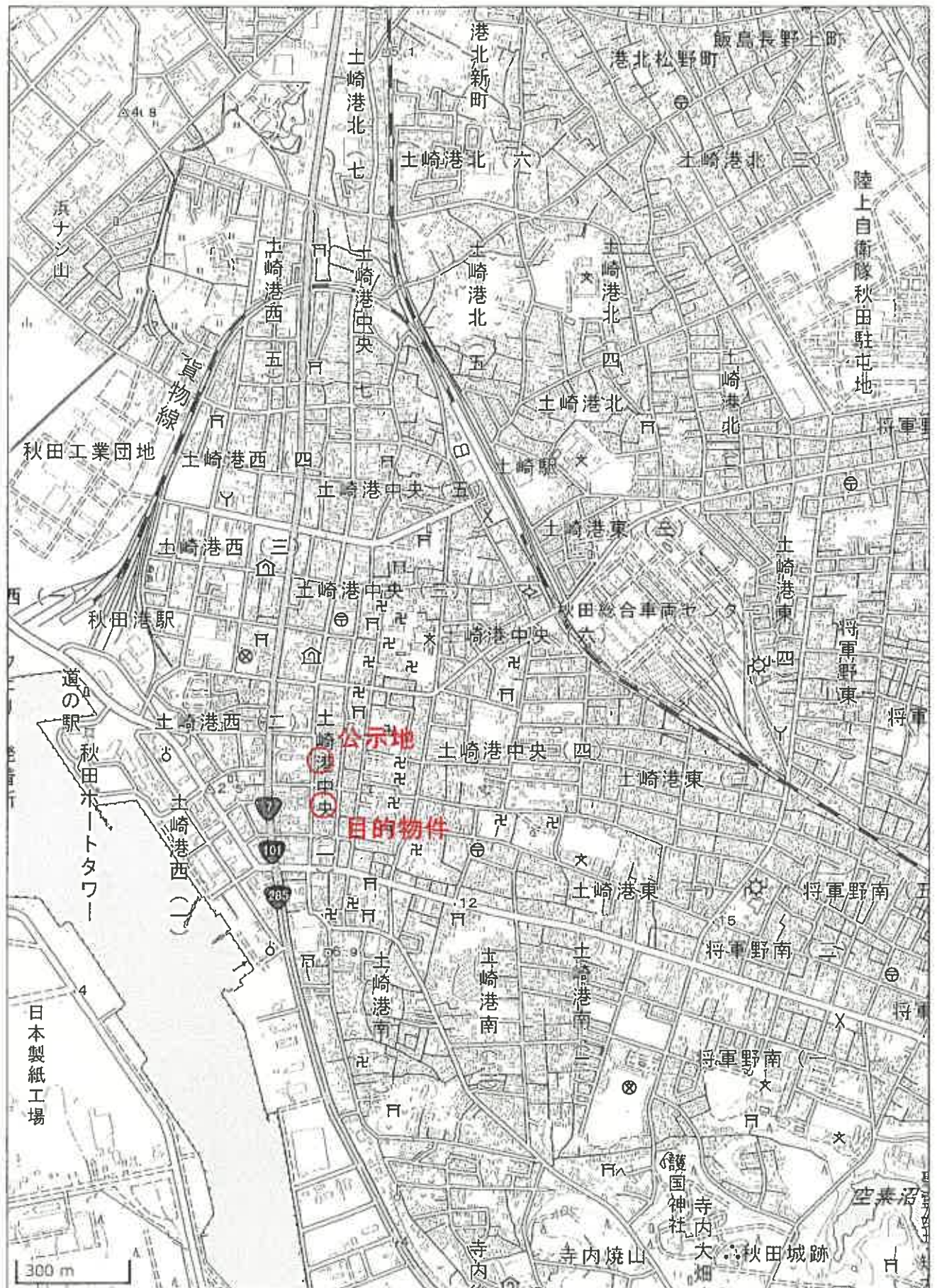
(指定建ぺい率80%，指定容積400%)

地 域 の 概 要：小売店舗、事務所、医院等が混在する商業地域

第7 附属資料

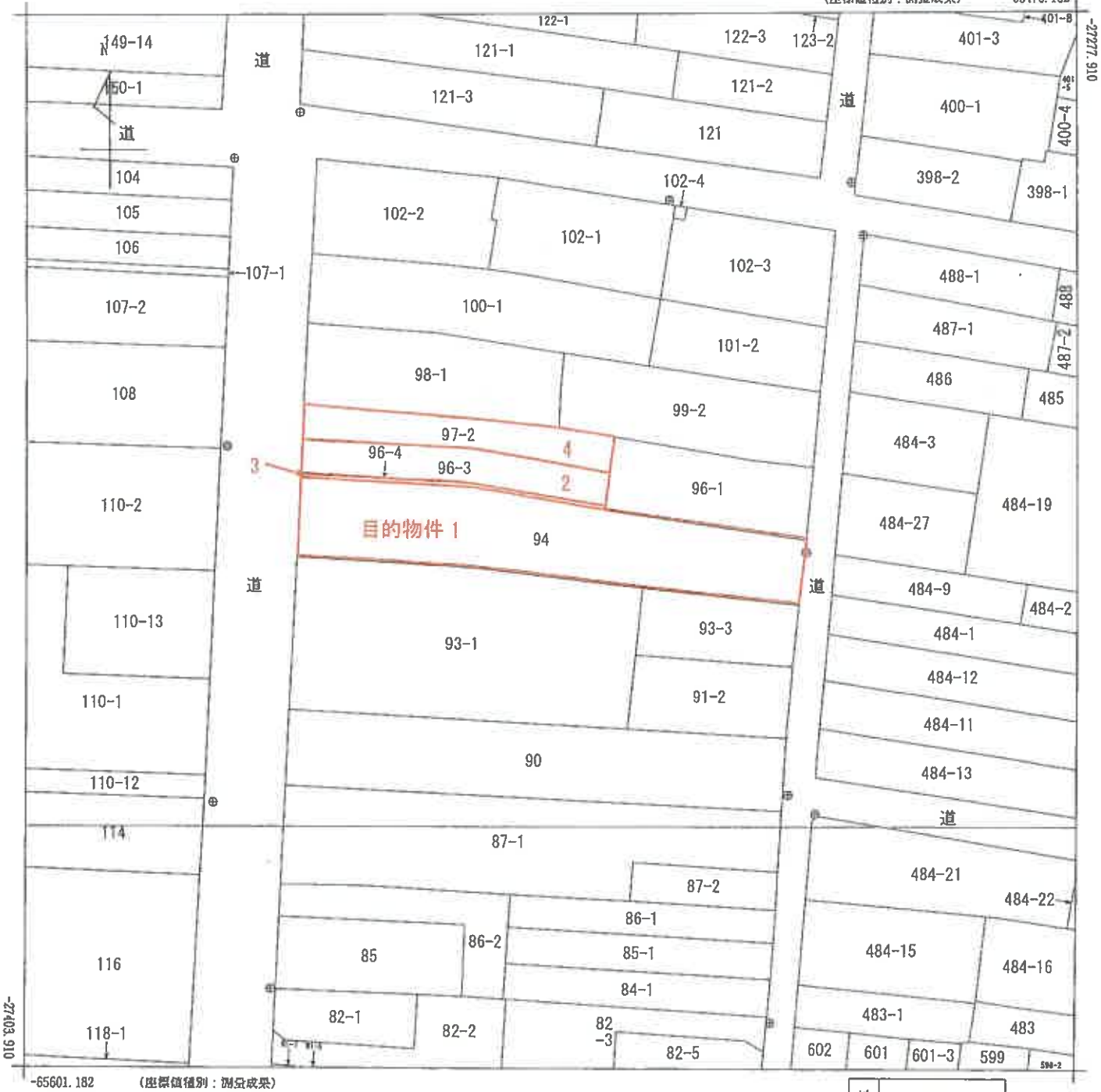
- 1 受命物件の位置図
- 2 法第14条地図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 現況図

以 上





(座標値種別：測量成果) -65476.182



地番区域見出
土崎港中央
1丁目

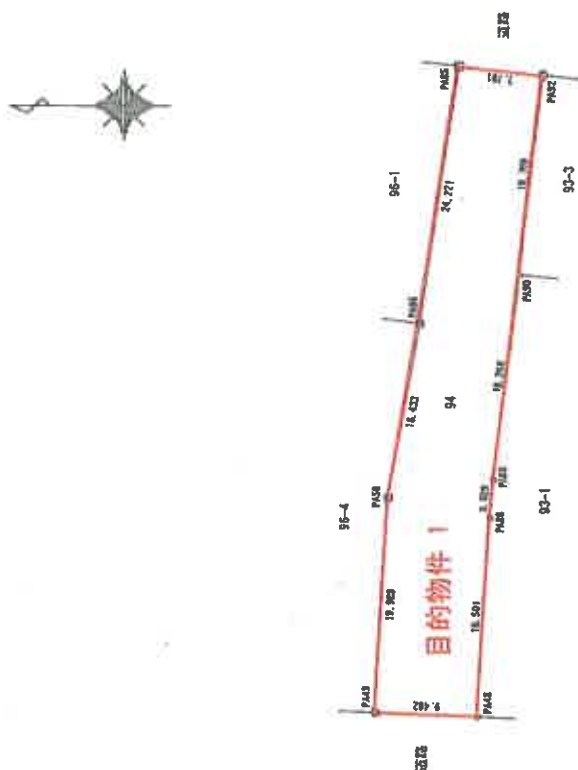
請求部	所在	秋田市土崎港中央一丁目				地番	94番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和3年1月			備付年月日(原図)	令和3年3月			補記事項		

45

目
一
史
中
港
崎
土
市
田
秋

目的物件1

編號	點位	X_n	Y_n	$(X_{n+1} - X_n)^2$	$(Y_{n+1} - Y_n)^2$
PA9		-2733.30	-6556.53	8.342	44.9772
PA6		-2733.40	-6554.518	0.0001	0.0004
PA5		-2734.80	-6552.384	-6.400	41.4001
PA4		-2740.80	-6550.131	-11.000	121.0000
PA3		-2744.352	-6550.226	-3.552	12.6147
PA2		-2745.47	-6552.720	4.122	16.9680
PA1		-2734.162	-6548.949	7.308	47.4084
PA8		-2734.873	-6555.487	1.719	2.9548
PA8		-2744.143	-6558.524	10.004	100.0802
		總和	總和	總和	總和
				1072.23523	536.116615
				536.11	11



境界点		境界点の名称及び座標値			
座標	図	図	緯度	経度	座標
石	□		測 定 年 月 日	測 定 年 月 日	
コンクリート柱	田		緯 度	経 度	
合渡川橋杭	⊗		緯 度	経 度	
金 風 標	◎		緯 度	経 度	
金 風 標	⊗		緯 度	経 度	
アルミプレート	▽		緯 度	経 度	
碑	印		緯 度	経 度	
境界点	◎		緯 度	経 度	

基準点の名称及び座標値

區容休士

(令和 2 年 12 月 18 日作成)

秋田地方地務局
(令和2年度登記所備付地図作成作業)

圖書

500
卷尺

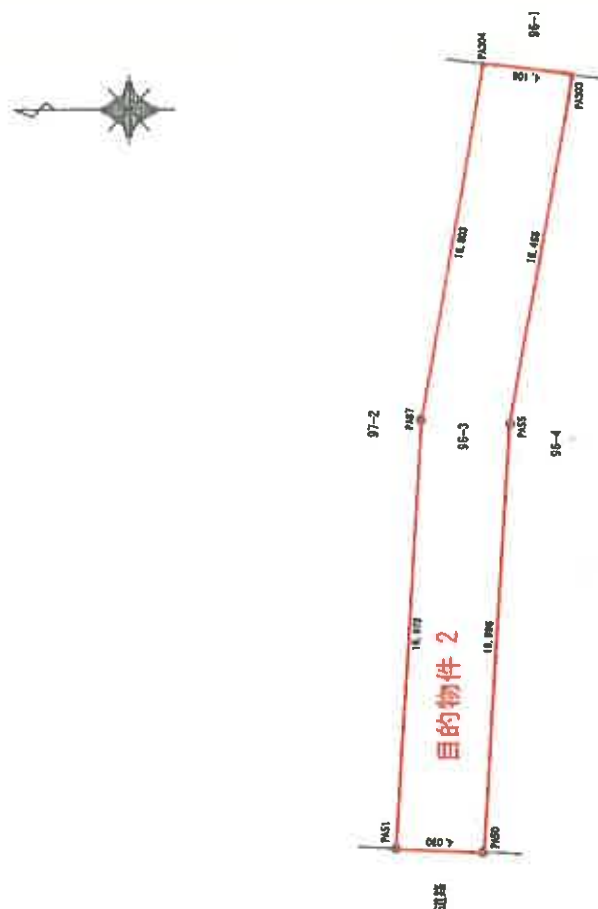
目的物件 1

地積測量図写

A 3 を A 4 に縮小

目的物件2

出 賣 品	x_n	y_n	$(y_{n+1} - y_n)$	$(y_{n+1} - x_{n+1}) \gamma_n$
PA51	-27328.756	-65541.342	2.985	-136377.18470
PA52	-27319.847	-65544.365	-3.028	265179.591524
PA53	-27327.884	-65551.837	-6.926	453873.033662
PA54	-27336.773	-65557.132	-1.284	84143.514288
PA55	-27311.971	-65541.540	1.831	-257571.189160
PA50	-27332.842	-65568.524	5.222	-542398.632378
			中 間 値	-300.777004
			差 分	150.1095520
			差 分	150.30 円

[illegible]

秋田地方事務所 (令和2年度登記所備付地図作成作業)	縮尺 1/250
-------------------------------	-------------

A 3をA 4に縮小

目的物件 2

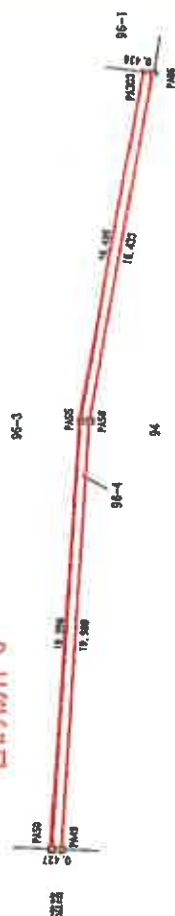
地積測量図写

96-4

目下中央港橋土市田秋

卷之四

目的物件 3



基準点の名称及び座標値

[illegible]

國際標準著作

秋田地方事務局
(令和2年度登記所備付地図作成作業)

國學圖書

總尺	250
----	-----

目的物件 3

地積測量図写

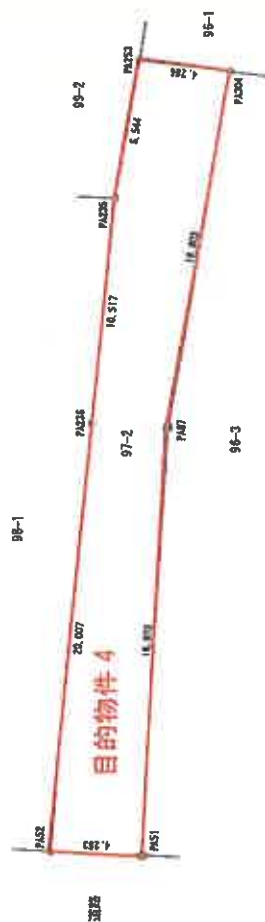
A 3をA 4に縮小

97-2

四下求母燕窩在田寮

目的物件 4 座 探求 積聚 衰

種	差	$\frac{D^2-2}{2n}$	$\frac{Y_n}{2n}$	$\frac{Y_{n-1}}{2n-1}$	$\frac{Y_{n-1}}{2n-1} - \frac{Y_n}{2n}$	$\frac{Y_{n-1}}{2n-1} - \frac{Y_n}{2n}$
PA32		-7334.506	-4536.167	2.470	-141665.712490	
PA33		-7335.383	-4544.339	-2.842	-142285.855238	
PA34		-7337.348	-4553.775	-2.183	-143102.829675	
PA35		-7338.439	-4563.132	-5.346	-144030.447412	
PA36		-7337.684	-4551.937	-1.498	-142768.828405	
PA37		-7338.847	-4564.136	3.808	-145729.597334	
PA51		-7338.756	-4553.342	5.347	-147000.514622	
				恒	-132.279715	
				面	148.6356515	
				積	145.60	



基準点の名称及び座標値

[illegible]

種	類	境界点
石	旗	□
コンクリート杭	田	
合成樹脂杭	区	
金属杭	◎	
金属杭	⊗	
アルミプレート	区	
刺	印	⊕
境界点	●	

秋田地方事務局
(令和2年度登記所備付地図作成作業)

250	繪尺
-----	----

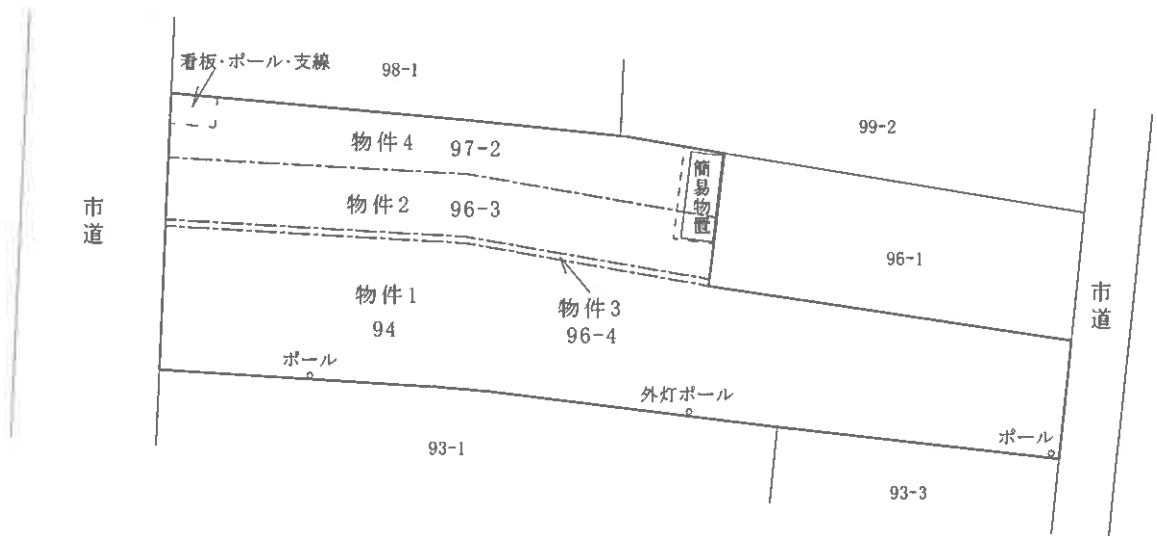
國際經濟學

(令和 2 年 12 月 18 日作成)

目的物件 4

地積測量図写

A 3をA 4に縮小



現況図